

登録事項変更届出

マンション管理士は、登録事項に変更があった場合、「登録事項変更届出書」をもって指定登録機関（(公財)マンション管理センター）に届け出て、登録の訂正を受けなければなりません。届出を受理した場合、当センターは登録簿を訂正のうえ、新しい登録証を交付します。

(1) 変更届出が必要な登録事項

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 住所（市町村合併や行政の都合による住居表示変更等で、転居を伴わない場合の届出は任意）
- ④ 本籍（日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍）及び性別
- ⑤ 試験の合格年月日及び合格証書番号
- ⑥ 登録番号及び登録年月日

(2) 届出方法

同封の書式を用いて登録事項変更届出書を作成し、必要書類（下記（4）参照）を添え、封筒の表に「登録事項変更届出書在中」と明記して、当センターへ送付してください。その際、「特定記録郵便」で送付してください。

送付先 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2丁目5-5 岩波書店一ツ橋ビル7階
公益財団法人マンション管理センター 試験研修部

(3) 手数料

2,300円

※市町村合併や行政の都合による住居表示変更等で、転居を伴わない場合は無料です。ただし、住所の変更がなく本籍変更のみの場合は、手数料がかかります。

郵便局備付けの郵便振替払込用紙を用い、下記の口座へ納付してください。

口座番号 00180-3-48156

加入者名 (公財)マンション管理センター登録会計口

※払込証明書の添付は、必要ありません。

(4) 必要書類

① 登録事項変更届出書

内容を記入の上、届出日付及び氏名を記入してください。

注：登録事項変更理由を備考欄に記入ください。

電話番号の変更についても備考欄に記入ください。

② 住民票 ※コピーは不可

個人番号（マイナンバー）の記載されていないもので、届出日前3カ月以内に発行されたものであることを要します。

（本籍の変更がある場合には、本籍の表示を含むこと。）

旧氏の使用を希望する場合には、旧氏が併記された住民票をご提出ください。

市町村合併や、行政の都合による場合は、行政の発行する無料の証明書等でも可です。

③ マンション管理士登録証（A4サイズ）※コピーは不可

登録証を亡失し、又は滅失している場合には、登録証再交付申請書を代わりに送付ください。折畳んで結構です。

※マンション管理士証（カード）ではありません

◆申請は毎月末日で締め切り、翌月下旬に新しい登録証を発送いたします。

登録事項変更届出書

(フリガナ)

氏 名

生 年 月 日 年 月 日生

住 所

登 録 番 号 ()

登録年月日 年 月 日

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第30条第2項の登録事項に下記のとおり変更がありましたので届け出ます。

登録事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	備 考

年 月 日

国土交通大臣指定登録機関

公益財団法人マンション管理センター 理事長 殿

氏名

備考：指定登録機関が行う登録証の訂正を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付すること。